

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 議案第41号 財産の無償譲渡について (内容 柳原保育園園舎等の譲渡)
- 日程第2 議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について (内容 令和3年度桜原小学校体育館外壁等改修工事)
- 日程第3 議案第43号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第44号 宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第45号 宇美町立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第7 議案第47号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第8 議案第48号 令和3年度宇美町一般会計補正予算 (第8号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号 財産の無償譲渡について (内容 柳原保育園園舎等の譲渡)
- 日程第2 議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について (内容 令和3年度桜原小学校体育館外壁等改修工事)
- 日程第3 議案第43号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第44号 宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第45号 宇美町立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第7 議案第47号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第8 議案第48号 令和3年度宇美町一般会計補正予算 (第8号)

---

出席議員 (13名)

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 丸山 康夫 | 2番 平野 龍彦 |
| 3番 安川 繁典 | 4番 藤木 泰  |
| 5番 入江 政行 | 6番 吉原 秀信 |

8番 黒川 悟  
10番 小林 征男  
12番 白水 英至  
14番 古賀ひろ子

9番 脇田 義政  
11番 飛賀 貴夫  
13番 南里 正秀

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸

書記 太田 美和

書記 中山 直子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	木原 忠	副町長	高場 英信
教育長	佐々木壮一朗	総務課長	佐伯 剛美
危機管理課長	藤木 義和	財政課長	中西 敏光
まちづくり課長	原田 和幸	税務課長	松田 博幸
会計課長	瓦田 浩一	住民課長	八島 勝行
健康福祉課長	尾上 靖子	環境農林課長	工藤 正人
管財課長	矢野 量久	都市整備課長	安川 忠行
上下水道課長	藤井 則昭	学校教育課長	川畑 廣典
社会教育課長	飯西 美咲	こどもみらい課長	太田 一男

---

10時00分開議

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第2号をお配りしておりますので、確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

---

日程第1 議案第41号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、議案第41号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） それでは、議案第41号 財産の無償譲渡について御説明を

申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和3年12月6日、宇美町長木原忠。

提案理由でございますが、宇美町立柳原保育園の民営化に伴いまして、柳原保育園の園舎及び備品を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

柳原保育園につきましては、令和4年4月より、社会福祉法人金丸福社会に移管することが決定しております。

それでは、1ページをお開き願います。

財産の無償譲渡について。

1、無償譲渡する財産、建物及び備品一式、名称、柳原保育園、所在地、宇美町宇美東二丁目2番15号、構造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、平屋建て、延床面積2,013.08平方メートルでございます。

2、無償譲渡の相手方、名称、社会福祉法人金丸福社会、所在地、福岡県久留米市津福本町514番地2、代表者、理事長萩尾光代でございます。

3、無償譲渡する目的でございますが、柳原保育園を令和4年度から民営化することに伴い、公募により選定した上記相手方に対して、柳原保育園の建物及び備品一式を無償で譲渡することにより、上記相手方が安定的な保育事業の提供ができるようにするものでございます。

ここで、備品一式というのがございますが、この備品につきましては、現在、柳原保育園で使用しております園児用の机や椅子、遊具、楽器、それから調理備品、事務備品、体育備品など、全部で約190品目でございます。

4、無償譲渡する日は、令和4年4月1日でございます。

なお、柳原保育園の敷地につきましては、公募の条件としまして、10年間無償貸与することとなっております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号 財産の無償譲渡についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第42号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

令和3年6月3日付、議案第26号をもって議決された令和3年度桜原小学校体育館外壁等改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。令和3年12月6日提出、宇美町長木原忠。

2、請負契約額中1億1,858万円を1億3,237万9,500円に改める。

提案理由ですが、令和3年度桜原小学校体育館外壁等改修工事を施工中のところ、屋根等改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、渡り廊下塗装改修工事の増工等に伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、変更内容の説明を行いますので、別紙参考資料の1ページを御覧ください。

変更の概要ですが、契約額の変更での増減額は1,379万9,500円、11.64%の増額となるものです。

次に、変更内容ですが、①から⑤までの5点の変更となります。

初めに、①屋根等改修工事での変更は、屋上排水溝笠木の施工をモルタル補修に変更をしたための増額となります。

次の②外壁改修工事での変更は、数量変更による増額ですが、資料2ページを御覧ください。

資料の左下に変更数量を記載しておりますが、ひび割れが548メートルから796.9メートルへ248.9メートルの増加となっており、これは右の6つの写真がありますけども、この左上、北面ひび割れの写真となります。

次に、モルタル浮きの改修が23.8平米から218.8平米、195平米の増加で、右の写真では左中央、北面モルタル浮きの写真となります。

次に、欠損処理、露筋処理改修が74か所から731か所、657か所の増加となっており、右の写真では左下の南面露筋爆裂と右中央の西面欠損の写真となります。

最後に、塗膜浮き部処理改修が4.7平米から117.1平米、112.4平米の増加となっております。右の写真では右上にあります北面塗膜浮きの写真となっております。

今回の変更内容については、この外壁改修工数の増加が主な変更の内容となっております。

再度、すいませんが、別紙参考資料の1ページにお戻りください。

あとの変更工事につきましては、③建具改修工事でのシーリング取替工事、④渡り廊下塗装改修工事、⑤その他となっております。

2番、工期及び3の工事請負人は変更はありませんが、参考として記載をしております。

最後に、今回の変更については、当初、目視等により確認をしていた改修箇所が、実際に足場を組んで直接確認を行ったところ、改修が必要な箇所が多数判明したものでありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） こういった工数の数量が増えていく、これは致し方ないところだと思っています。ただやっぱり、当初の計画に比べて、やはり実際に間近で接近してチェックしていくと、かなりの補修箇所があった、特に外壁塗装のところなんですけど。これ、致し方ないと思っておりますが、今後の施設管理の方針を、ちょっとお聞きしたいと思っております。せつかくなんで。

適切な時期に、外壁塗装です、防水の入った外壁塗装をきちんとやっていけば、これだけ爆裂が起こるとか、そういったことは防いでいけるんじゃないかなということで思っています。

今後、こういった外壁塗装、ずっと何も手をつけないで、いよいよやんなきゃいけないという状況までほたっておくのか、それとも5年なり10年なり、適切な時期に外壁塗装、きちんと行って、防水、そういったことをきちんと施していくのか、その辺の方針がございましたら、ぜひお答えいただきたいと思っております。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 御質問の建物等の改修工事についてですけれども、学校のほうでは学校施設等で全建物について建物調査を、以前行っております。

それを基に、今後改修計画を立てて、順次改修をやっていきたいと思っておりますので、もう既に前から言うと宇美中の体育館とか、それから桜原小においては校舎自体を工事やっておりますので、この流れで順次、改修工事を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 改修計画立てられてやることはいいんですけど、一回、今回やりましたよね、体育館、宇美中学校もやりました。桜原小学校の校舎もやりました。その後なんです。その

後、何年おきかぐらいにきちんと外壁塗装をやっていくとか、そういった方針はございますか。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） すいません。今のところ改修が終わったものについての今後の改修計画というのは立てておりません。ただ御指摘のとおり、当然これも劣化していきますので、それも毎回視野に入れて、改修計画の中に入れ込みたいと思います。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第43号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、議案第43号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） それでは、議案第43号について御説明をいたします。

議案第43号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、出産育児一時金の額について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案の1ページが条例の改正文、2ページが新旧対照表となっております。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表で御説明をいたします。2ページを御覧いただきますようお願いいたします。

新旧対照表は右側が現行、左側が改正案となっております。

第6条は出産育児一時金の額を定めたものでございます。改正の箇所につきましては、2行目のアンダーラインを引いているところでございます。出産育児一時金の支給額を健康保険法施行令の改正に準じまして、40万4,000円から40万8,000円に引き上げるものでございます。

次に、施行期日等でございますが、1ページのほうを御覧ください。

附則の第1項におきまして、この条例の施行期日を健康保険法施行令の施行日に合わせて令和4年1月1日としております。

また、附則の第2項では、経過措置を規定するもので、この条例の施行日の前に出産した場合には、改正前の子育て一時金の額を支給することを明記しております。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第44号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第44号 宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） それでは、議案第44号 宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由でございますけれども、消防団員の士気向上及び消防団員の確保を目的として、消防団員の処遇について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります、議案書1ページをお開きいただき、1ページ目がこの条例の改正条文となっております。

説明は2ページの新旧対照表により、御説明を申し上げます。右が現行条例、左が改正後の条例となっております。

今回の条例改正は、平成25年12月に交付されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に、国及び地方公共団体は消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練、その他活動の実態に応じた適正な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な処置を講ずるものとするというふうになっております。その具体的な基準が、令和3年4月13日付で消防庁長官より文書が発出されております。

主な内容は、年額報酬の額は団員の階級において年額3万6,500円を標準とすること、出勤報酬の額は、災害、水火災または地震等の災害をいうというところで、1日当たり8,000円を標準とするということになっております。

それでは、各条ごとに御説明を申し上げます。

第8条の服務規律は、国の条例改正参考例に合わせて、現行の「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に文言を修正するものでございます。

第13条の報酬は、年額報酬と出勤報酬の2種類とされたことから、別表第1及び別表第2として規定をするものでございます。

第14条の費用弁償は、現行では水火災、警戒、訓練等に従事したときは、出勤手当を費用弁償として支給していたものが、今回、新たに出勤報酬に改められたことにより、文言を削除するものでございます。

第15条の貸与品は、出勤報酬の別表第2が追加となったことから、表を繰り下げるものでございます。

別表第1、年額報酬については、先ほど御説明したとおり、団員の階級において現行の2万8,000円を3万6,500円に引き上げを行うとともに、団員の階級以上の階級におきましては、団員の階級と同じ8,500円をそれぞれ増額した年額報酬としております。参考までに、この報酬の額については、糟屋地区1市7町、統一をされた単価となっております。

別表第2につきましては、費用弁償が出勤報酬となったことから新たに規定しており、災害に係るものにつきましては8,000円として、その他の出勤については現行の3,000円を規定するものでございます。

別表第3につきましては、出勤手当の費用弁償が出勤報酬と新たに規定されたことから、費用弁償を別表第3へ繰り下げを行い、水火災、警戒、訓練の場合の支給額を削除するものでございます。

最後に、この条例は国からの通知に合わせまして、令和4年4月1日からの施行とするものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私も消防団員の報酬が安すぎると、ぜひ上げられないかということで、ずっと訴え続けてきまして、今回報酬が上がった、そしてその報酬、また費用弁償は団員一人一人にきちんと振り込むと、そういう方針が示されたことに対して、非常にうれしく思っています。

もちろん賛成なんですけれども、この目的、これはやはり団員の増加、減少し続けている団員の増加に結びついてこそ成果があるというふうに思っています。

やはり、この報酬が上がったということを広く周知して、団員の増加に結びつけられるように動いていただきたいと思っているんですが、そこはどのように、今後動いていかれる予定ですか。ぜひ回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） まず、この団員の報酬の増額につきましては、当然、その消防団員の皆様へ周知をするというところでございます。

それは3役さんをはじめ、分団長を通じて団員の報酬が上がりますよ、個人支給へ変わりますよということはお知らせを行います。

毎月、宇美広報の中に団員募集というコーナーを設けておりますので、そういったもので団員の報酬が変わりました、個人支給へ変わりましたというような周知を図り、また活動を通じて団員の増加につなげていきたいというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ積極的な周知を行っていただいて、団員の確保に努めていただきたいと思っています。

1つ気になるのが、今までの状況といいますか、団員報酬そして費用弁償というのを各分団の活動費にどうしても充てざるを得なかった。そういった実体があったと思います。

個人的にきちんと振り込まれるということで、またそれを回収して分団の運営費に充てられることもあるかと思うんですけれども、やはり今後、分団の活動費、助成金、これを増やしていく必要があると思っています。

以前は各分団、年間10万円、非常に少ない金額でした。確かに各自治会から消防の活動費として集められている実態もあると思います。ただこれは、分団の抱える人口であったり、そうい

ったものに左右されて、しっかりした分団の活動費が、今後確保できなくなるんじゃないか、そこは非常に危惧されています。

今後の各分団の活動費、多分、増額に動かれると思いますけれども、その方針、そしていつから、この分団の活動費上げていこうと考えているのか、その辺りのスケジュールも含めて回答していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 今、議員御指摘のとおり、団員報酬及び出動手当が分団の維持管理費に充てられたという事実はあると思います。

そこで、当然、その個人支給になることによって、分団の維持管理ができないという状況では、これまた本末転倒であるというふうに認識をしております。

したがって、現行、消防団分団維持補助金というのが、毎年9万円ほど払われておりますけれども、これに加えて団員の人数に比例して、各分団への補助を行っていく予算措置を考えております。

ですので、そういったところは適切に町からも補助していきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号 宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5. 議案第45号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第45号 宇美町立保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） それでは、議案第45号 宇美町立保育園条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和3年12月6日、宇美町長木原忠。

提案理由でございますが、宇美町立柳原保育園の民営化に伴い、同保育園を廃止することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次の1ページに条例の改正文を、2ページに新旧対照表をつけております。

それでは、2ページをお開き願います。新旧対照表で御説明をさせていただきます。右側が現行条例、左側が改正文となっております。

別表（第2条関係）、保育園の名称、位置、定員が記載された表の中から、宇美町立柳原保育園の部分を削除するものでございます。

1ページをお開き願います。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号 宇美町立保育園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 議案第46号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第46号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第46号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で収益的支出において既決予定額7億5,212万4,000円を1,295万7,000円増額補正して、7億6,508万1,000円とするものでございます。

第3条で資本的収入において既決予定額5,127万2,000円を1,009万5,000円増額補正して、6,136万7,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,606万2,000円は、現年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額などにて補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を91万9,000円減額補正するものでございます。

予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収支の支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1節給料から5節法定福利費におきましては、年度末を見通し、人件費の補正を行うものでございます。

2目配水及び給水費19節修繕費150万円の増額補正は、7月に発生いたしました落雷により施設の修繕が増加し、年度末までに予算が不足することから増額するものでございます。

21節動力費100万円の増額は、年度末を見通し電気代の補正を行うものでございます。

3目総係費1節給料から5節法定福利費につきましては、4月の人事異動に伴い給料などの整理を行うものでございます。

3項特別損失1目固定資産売却損1節固定資産売却損1,137万6,000円の増額補正につきましては、水道用地の売却に伴う売却損を計上するものでございます。

予算書6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収支の収入におきまして、1款資本的収入2項固定資産売却代1目固定資産売却代1節固定資産売却代1,009万5,000円の増額は、水道用地の売却代を計上するものでございます。

今回の補正予算により、2,286万円余純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は5億3,217万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出、資本的収入を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 5ページです。固定資産売却損、またその次のページ、7ページ、固定資産売却代ということで1,000万円余りの金額が上がっています。

ここは、さんさん21ですね。使っていた水道用地とその一部ということで、特にウナギの寝床といいますか、細長い土地です。畑にするにしても非常に使いづらかったところで、売ることはもちろん大賛成でございます。

これはいいんですけども、あとは水道用地の中で、売っていい土地、もちろん水道用地ですから、そこは確保しないとイケないから確保しているんでしょうけれども、このように売却できるところ、資産があれば、やはり今後売却に動いていく、こういったこともやっていく必要があるんじゃないかなと。

そして、糟屋郡で一番高いと言われている水道代、ここの減額に結びつけば、それはそれで本当にありがたいことだなと思っています。

そこでお尋ねしますが、このように売却してもいい土地、水道用地というのは、ほかにございますか。把握している分だけで結構ですけども。そして、そこを積極的にやっぱり売りにいくとか、公売にかけるとかといった動きも必要じゃないかなと思っています。

実際に管財課のほうは積極的に動かれているんですよ。ぜひ、そういったところも含めて、まだ売ってもいい土地、把握してあったら回答していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） お答えいたします。

現在、直ちに処分できるような水道用地というのはございません。全て施設の用地ということで確保して使用、利用しているというのが現状でございます。

ただ今後、施設の廃止とかということになれば、土地が——使用しない土地が出てくると思います。そのときについては、すぐ処分できるかどうか分かりませんが、できるだけ会計の健全財政を維持するために、そういった収入も得たいと思っていますので、それはその時点で検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第47号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第47号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第47号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で収益的支出において既決予定額8億9,430万円を914万5,000円増額補正して、9億344万5,000円にするものでございます。

第3条で資本的支出において既決予定額8億3,649万6,000円を4万2,000円増額補正して、8億3,653万8,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,543万3,000円は、現年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額などにて補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を86万7,000円増額補正するものでございます。

予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収支の支出におきまして、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費20節動力費の16万9,000円の増額補正は、マンホールポンプの電気代で年度末を見通して補正を行っております。

2目流域下水道維持管理負担金1節流域下水道維持管理負担金830万9,000円の増額補正は、前年度汚水量の実績に基づく精算に伴い、補正を行うものでございます。

3目総係費1節給与から5節法定福利費は、年度末を見通し人件費の補正を行うものでございます。

2項営業外費用1目企業債利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息20万円の減額補正は、本年度支払い額の確定により不用額を整理するものでございます。

予算書6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収支の支出におきまして、1款資本的支出2項企業債償還金1目企業債償還金1節企業債償還金4万2,000円の増額補正は、企業債償還元金の確定に伴い補正を行うものでございます。

今回の補正予算により7,525万円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は1,474万

円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出、資本的支出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第48号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第48号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、議案第48号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第8号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

令和3年度宇美町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ12億8,525万5,000円を追加し、予算総額を144億3,949万2,000円とするものです。

補正の主な内容は、令和3年8月の大雨に伴う災害関連事業費として、（現年）公共土木施設等補助災害復旧費、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、障害児施設給付事業費、道路橋りょう維持管理費、中央公民館・住民福祉センター管理費、前年度国庫・県支出金の清算による返還金

などの増額、そのほか令和3年度決算を見通しての person 費の調整、各事務事業費の減額整理をするものです。

また、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を併せて提案をしております。

なお、各課にわたる person 費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思ひます。

歳出から説明をさせていただきますが、令和3年12月議会議案資料綴を配付しております。補正予算の事業内容を記載しておりますので御参照ください。

32ページ、33ページをお開き願ひます。

1款議会費1項議会費1目議会費、2番目の議会運営経費の費用弁償は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった全国町村議会議長・副議長研修会や町村議会議長全国大会など、22万5,000円減額。同じく常任委員会視察旅費を64万円減額しています。

自動車借上料は執行残見込みで5万円の減額、福岡都市圏市町村議長会負担金も視察研修等の中止により2万6,000円減額しています。

34、35ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、中段の人事秘書関係経費では、執行残の見込みで普通旅費14万8,000円の減額、令和4年2月執行予定の町長選挙に伴い、挨拶用カード等購入費として消耗品費5,000円、印刷製本費2万3,000円などを増額しています。

職員採用時健康診断手数料や私人等災害補償費保険料、公務災害補償費保険料は執行残の減額整理を行っています。

次の各種委員会費は、執行残等により情報公開審査会、町民憲章策定委員会の費用弁償を2万3,000円減額しています。

36、37ページをお願いします。

庁内共回事務関係経費は、不足が見込まれるコピー機使用料を32万9,000円増額しています。

5目財産管理費、庁舎維持管理費、空調機保守業務委託料は、契約額の確定により60万2,000円の減額となっております。

公有財産管理費、分筆測量業務委託料221万8,000円の増額は、町有地の公売を予定している大字炭焼字鍋ヶ浦地内境界復元業務委託料及び明神坂三丁目地内分筆測量業務委託料を計上しています。

町有地樹木管理業務委託料は437万円の増額です。これは、ゆりが丘一丁目及び四王寺坂三丁目地内の町有地に植生する樹木等が民地に越境し支障を来しているため、町有地強剪定業務委

託料、四王寺坂二丁目地内の町有地のり面の小段側溝の排水機能の保持に支障を来すことが予見されるため、小段側溝周辺伐採剪定業務委託料を計上するものです。

J R宇美駅前広場管理費、修繕料は駐輪場に落書きがあり、その修繕のため13万1,000円の増額をしており、これは建物災害共済金の対象となっています。

6目企画費、ふるさと宇美町応援寄附事業費、広告料500万円の増額は、最も寄附が集中する年末に向けて、ウェブ媒体を活用したPRを強化し、寄附金額の増加等を図るものです。

ふるさと納税事業支援業務委託料517万円の減額は、6月に現代行業者と運営代行業務に係る契約をした際、予定していた支援業務を含めた契約ができたため、不用額を減額するものです。

総合計画策定事業費は、第7次宇美町総合計画の策定に伴い、庁舎内総合計画策定部会のアドバイザーとして学識経験者に参画いただくため、講師謝礼金を6万円、実費弁償を5,000円計上しています。

7目電子計算費、情報システム共同化事業費、電算システム改修業務委託料798万6,000円の増額は、法改正等に伴い健康管理システムや児童手当システム、国民年金システムの改修業務委託料です。なお、この事業は国庫補助金の対象事業となっています。

38、39ページをお願いします。

14目基金費、財政調整基金費5,946万4,000円の増額は、本補正予算における歳入超過額等を本基金に積み立てるものです。

庁舎建設等基金費は、次年度以降、予定されています事業等を見込み、2,350万円を積み立てるものです。

2項徴税费1目税務総務費、税務事務関係経費、e L T A Xシステム設定業務委託料39万6,000円の増額は、12月末に予定しております庁舎内のパソコン入替えに伴い、既存2台分のシステム設定業務を委託するものです。

過誤納税金還付金・還付加算金127万9,000円の増額は、法人町民税の予定納税に対する還付金や個人町民税の修正申告に伴う還付金によるものです。

2目賦課徴収費、40、41ページをお願いします。

固定資産税賦課経費、印刷製本費4万1,000円、固定資産管理システムデータ更新業務委託料75万9,000円、電算関係業務委託料3万9,000円の減額は、全て契約残による減額整理となっています。

収納経費、鑑定業務委託料5万5,000円の減額は執行残の整理、収納管理業務委託料は契約額確定により18万8,000円減額整理をしています。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理費は、コンビニ交付実証事業の延長期間中のコンビニ交付バックアップセンター利用料が免除となり49万5,000円

減額、契約約款の改正により証明書交付センター運営負担金が不用となったため、69万1,000円減額をしています。

42、43ページをお願いします。

個人番号カード交付事務費は、国からのマイナンバーカードのさらなる申請推進に向けた出張申請受付を実施することに伴い、Wi-Fi利用料として通信運搬費9,000円、申請用タブレット端末情報機器購入費を6万1,000円計上しています。この経費は国の10分の10補助となっております。

4項選挙費1目選挙管理委員会費、選挙管理委員会運営経費は、選挙管理委員会委員長の退職により退職者記念品5,000円などを計上しています。

3目町長・町議会議員選挙費、町長・町議会議員選挙管理執行経費は、令和4年2月執行予定の宇美町長及び町議会議員一般選挙における選挙運動費用の公費負担に係る経費を計上するもので、選挙運動用ポスター、ビラ作成費や選挙運動用自動車の借上げなどの町長選挙費用負担金を124万円、町議会議員選挙費用負担金を760万7,000円を計上しています。

44、45ページをお願いいたします。

6項監査委員費1目監査委員費、監査事務関係経費の費用弁償、普通旅費は、コロナウイルスの影響により監査委員全国研修会が中止となり、合計で21万4,000円減額をしています。

46、47ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、社会福祉事業費、福祉巡回バス臨時便運行業務委託料144万1,000円の減額は、ひばりが丘二丁目地内ののり面崩壊により福祉巡回バスハピネス号の臨時便を運行していましたが、10月25日から片側交互通行となったため、不用額を減額するものです。

4目障害者福祉費、障害者福祉事業費は、障がい者共同作業所内に雨漏りが発生しているため修繕料を57万円計上しています。

障害児施設給付事業費、障害児施設給付費は放課後等デイサービスの利用者数の増加に伴い、2,376万6,000円を増額しています。

また、前年度国庫・県支出金返還金を、計1,016万8,000円計上しています。

次の障害者自立支援給付事業費におきましては、前年度国庫・県支出金返還金を計953万9,000円計上、次の障害者医療給付事業費も、前年度国庫・県支出金返還金を計857万4,000円計上しています。

48、49ページをお願いします。

障害者地域生活支援給付事業費も、前年度国庫支出金返還金を34万2,000円計上しています。

5目高齢者福祉費、高齢者福祉事業費は、執行残により宇美町単位シニアクラブ補助金を1万9,000円、敬老祝金を40万円減額しています。

6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費も執行残見込額の減額整理をする一方、緊急修繕で不足が見込まれるため、修繕料を10万円増額をしています。

7目介護保険事業費、介護保険関係経費は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激減した被保険者に係る介護保険料減免分を一部負担するもので、保険料減免負担金を42万円計上しています。

8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療関係経費は、令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の確定に伴い、1,717万8,000円増額しています。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、50、51ページをお願いします。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業費は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、児童を養育しているものの年収が、児童手当の所得制限限度額を超える世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり5万円の現金給付を行うもので、その事業経費として時間外勤務手当を30万円、消耗品費を29万5,000円、印刷製本費を18万4,000円、郵便料を76万1,000円、振込手数料49万5,000円、電算システム改修業務委託料を250万円、子育て世帯臨時特別給付金を3億5,000万円計上しています。この事業は国の100%補助となっています。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費は、会計年度任用職員の任用確定と封筒印刷業務が完了したため減額を整理しています。

52、53ページをお願いします。

地域子ども・子育て支援事業費は、前年度国庫支出金返還金を358万8,000円計上しています。

2目児童手当費、児童手当関係経費は、児童手当法の一部を改正する法律等が令和4年6月1日から施行されるため、制度周知に係る経費として消耗品費23万9,000円、印刷製本費7万1,000円、郵便料36万円を増額しており、国の100%補助となっております。

4目子育て支援事業費、放課後児童健全育成事業費は、執行残により空調機器取替工事請負費を4万4,000円減額、新型コロナウイルス感染症対策に伴う放課後児童健全育成事業費補助金を14万7,000円、前年度県支出金返還金を1万1,000円計上しています。

子育て支援関係経費、託児業務委託料52万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、講座等が中止となり減額するものです。

幼児教育無償化事業費は、令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に係る必要経費で、今年度も引き続き交付対象となり予算化するもので、時間外勤務手当100万4,000円、消

耗品費 30 万円、郵便料 10 万円増額しており、県の 100%補助となっております。

5 目保育園費、町立保育園運営経費では、54、55 ページをお願いします。

入所児童者数、職員数の減等に伴い減額整理する一方で、中段上の修繕料は、早見保育園調理室排煙ダクト修繕など実施するため 169 万 2,000 円増額。

保育士派遣業務委託料は、待機児童対策のため保育士を増員したことにより 342 万 5,000 円増額しています。

特定教育・保育施設運営経費では、利用児童数の精査により 6 つの民間保育園の運営負担金を合計で 1,596 万 9,000 円増額、前年度国庫支出金返還金を 116 万 9,000 円増額しています。

次の特定地域型保育事業費、56、57 ページをお願いします。

児童数の精査により、地域型保育給付費負担金を 35 万 3,000 円増額しています。届出保育施設等事業費は前年度県支出金返還金を 23 万 9,000 円計上しています。

58、59 ページをお願いします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、2 番目の母子衛生事業費は、当初見込みより母子健康手帳発行件数が増加し、妊婦健診業務委託料の不足が見込まれるため、280 万円増額しています。

保健衛生事業費は、うみハピネス内トレーニングルームに設置していますランニングマシン 1 台分の修繕料 7 万 4,000 円、同じくトレーニング内の天つりブラウン管テレビを撤去するため、一般廃棄物収集運搬手数料 1 万 2,000 円増額しています。

小児基本健康診査業務委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種推進に伴い医師の確保ができず、事業実施を見送ったため 313 万 6,000 円減額、うみハピネス内トレーニングルーム内の液晶テレビ等情報機器購入費を 19 万 9,000 円計上しており、寄附金を活用いたします。

また、前年度県支出金返還金を 22 万 5,000 円計上しています。

3 目予防費、予防接種事業費は新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の調査を適切に行う必要が生じており、当該委員会の組織等を見直したことにより、予防接種健康被害調査委員会委員報酬を 6 万 7,000 円、60、61 ページをお願いします。費用弁償を 3,000 円増額しています。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、1 回から 2 回目接種における費用見込額及び 3 回目接種に向けた体制の確保のために必要となる経費について精査し補正するもので、3 回目接種券予約受付通知など郵便料を 558 万 4,000 円、予防接種事務手数料の不足分として 228 万 5,000 円、3 回目接種に係る集団接種会場運営等業務委託料を 2,056 万円、電算関係業務委託料を 162 万 8,000 円増額する一方、医師・看護師紹介手数料を 263 万

6,000円、予約受付業務委託料を1,348万円、ワクチン接種広報業務委託料50万円減額しています。この事業は、国の100%補助となっております。

62、63ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業振興事業費は、執行額の確定に伴い、宇美町農業振興推進事業費補助金を138万9,000円減額、宇美町経営所得安定対策推進事業補助金は、県の交付決定を受け2,000円増額、執行額の確定により、宇美町水利組合助成金2万円減額、宇美町農業経営基盤強化促進事業流動化助成金は、貸手農家及び借手農家の契約面積が増加したため25万8,000円増額しています。

64、65ページをお願いします。

7款商工費1項商工費3目観光費、観光促進事業費は、アビスパ福岡宇美町応援デーがビデオレターのみとなったことにより、全戸配布用チラシの印刷製本費を2万6,000円、広報折込手数料を2万6,000円減額をしています。

66、67ページをお願いします。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木事務関係経費は、ガソリン代の不足が見込まれるため、燃料費を14万3,000円増額しています。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、道路橋りょう関係経費、筑紫野古賀線道路建設促進期成会負担金は、今年度は不用となったため8万1,000円減額しています。

2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費は不足が見込まれるため、消耗品費を10万円増額、執行額確定により、草刈業務委託料を29万8,000円減額しています。

68、69ページをお願いします。

道路等維持補修業務委託料は、草刈りや伐採等の要望が増加し200万円増額しています。

動態観測業務委託料は、本年8月の大雨の影響により崩壊した町道竹ヶ下～桜ヶ丘線のり面の動態観測を実施するため200万円増額。

道路改良工事請負費は、同じく8月の大雨の影響により、路面に段差が生じた町道有内～苔牟田線で地滑りの兆候があることが判明し、対策工事を実施するため6,000万円増額しています。

町道補修原材料費は、不足が見込まれるため5万円増額しています。

5項都市計画費5目公園費、公園管理・整備事業費、光熱水費、電気代は不足が見込まれるため11万8,000円増額。

一本松公園猫石側トイレの水質検査が不用となり検査手数料を14万4,000円減額。一本松公園駐車場の有料化に伴い、電子マネー決済を導入したことにより、キャッシュレス決済サービス料を6万1,000円計上しています。

6項住宅費1目住宅管理費、70、71ページをお願いします。

町営住宅維持管理費は、原田中央区町営住宅の空き室修繕料として285万6,000円増額しています。

72、73ページをお願いいたします。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費、消防団活動支援事業費は、本部分団消防車の修繕料41万1,000円増額しています。

74、75ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費、2つ飛ばしまして3目教育支援事業費、学校教育推進事業費は契約額確定に伴い、外国語指導助手業務委託料を30万2,000円減額、ICT支援員派遣業務委託料13万2,000円減額、特別支援教育負担金は執行残1万8,000円減額をしています。

学校支援事業費、臨時スクールバス運行委託料776万3,000円の減額は、ひばりが丘二丁目地内ののり面崩壊により、ひばりが丘地区臨時スクールバスを運行していましたが、10月25日から片側交互通行となったため不用額を減額するものです。

修学旅行キャンセル料等補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止、または延期した際に発生するキャンセル料等について町で補助するため、425万円を計上しています。

保健・安全対策事業費は、執行残等の減額整理をしております。

76、77ページをお願いします。

2項小学校費1目学校管理費は、各小学校において不足が見込まれる光熱水費及び修繕料の増額などをしております。

78、79ページをお願いします。

3項中学校費1目学校管理費、宇美中学校管理費は、不足が見込まれる光熱水費43万3,000円増額。

宇美東中学校管理費は、学校敷地内のブロック積み補修のため修繕料を22万円増額。学校整備工事請負費は、体育館北西面側の外壁のひび割れ箇所等があり、外壁等改修工事を実施するため182万1,000円を増額。保健室に設置している洗濯機の故障により、保健衛生備品購入費を9万9,000円計上しています。

宇美南中学校管理費は、不足が見込まれる光熱水費の増額。執行残により学校整備工事請負費を38万5,000円減額をしています。

6項社会教育費1目社会教育総務費、80、81ページをお願いします。

学習活動支援事業費、学習支援者謝礼金は、決算を見込み10万円を減額をしています。

成人式事業費は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和4年成人式を短縮し実施するため、アトラクション出演謝礼金を4万円減額、新成人者等に通知をするため郵便料を4万5,000円増額しています。

社会教育関係経費は、不足が見込まれるコピー機使用料2万4,000円増額をしています。

2目青少年教育費、土曜子ども教室事業費も不足が見込まれるため、郵便料7,000円の増額。

関係団体等支援事業費は、補助金額確定により、宇美町青少年育成町民会議運営補助金を10万円減額をしています。

3目人権教育費、人権教育事業費、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった人権社会確立第40回全九州研究集会や講演会に関する関係経費を減額する一方、「STOP! コロナ差別 宇美町宣言」に伴う通知の郵便料を6,000円増額しております。

4目公民館費、中央公民館事業費、82、83ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、中央公民館講座変更等の通知郵便料を5,000円増額。中止となった生涯教育実践研究交流会参加負担金を1万4,000円減額しております。

中央公民館・住民福祉センター管理費は、不足が見込まれる修繕料を20万円増額、執行額を見越しWi-Fi通信運搬費を6万円減額をしています。

工事監理業務委託料は、宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センター外壁・防水改修工事を実施するため261万4,000円計上しています。

建築設備定期報告業務委託料は、契約額確定により3万3,000円減額。

中央公民館等改修工事請負費は、宇美町公共施設再配置計画に基づき、中央公民館及び住民福祉センター外壁・防水改修工事を実施するため1億7,070万円を計上しています。

5目図書館費、図書館事業費は、執行額確定によりボランティア謝礼金など2万円減額をしています。

6目社会教育施設費、地域交流センター管理費は、契約額確定により、植木保守管理業務委託料を25万3,000円減額、図書館照明改修工事請負費は、館内天井照明の自動昇降装置の故障により改修工事を行い、併せてLED照明とするため354万2,000円計上しています。

8目文化財保護費、埋蔵文化財調査事業費は、不足が見込まれる会計年度任用職員報酬12万9,000円の増額。

84、85ページをお願いします。

文化財保護関係経費は、不足が見込まれる燃料費を2万7,000円増額、契約額確定により、草刈業務委託料を17万1,000円減額をしています。

7項保健体育費1目保健体育総務費、体育振興事業費は、額の確定等により糟屋郡民体育大会

等補助金を124万5,000円減額をしています。

2目体育施設費、その他体育施設管理費は、不足が見込まれる電信電話通信料を1万3,000円増額、相撲場上屋等設計業務委託料は、歴史民族資料館横にある相撲場上屋等でシロアリ被害が発生し、現状の相撲場上屋を解体するため、新たに新築するもので238万1,000円計上しています。

仮設トイレレンタル料は、リース期間短縮により10万5,000円減額をしています。

3目学校給食費、学校給食管理費、小学校給食調理等業務委託料は、契約額確定により463万5,000円減額をしています。

小学校給食運営費、86、87ページをお願いします。

不足が見込まれる修繕料を88万3,000円増額をしています。

88、89ページをお願いします。

11款災害復旧費2項公共土木施設等災害復旧費1目公共土木施設等単独災害復旧費は、国の災害査定が終了したことに伴い、補助災害復旧費と単独災害復旧費のすみ分けを実施したことによる財源更正です。

2目公共土木施設等補助災害復旧費、(現年)公共土木施設等補助災害復旧費は、町道竹ケ下～桜ケ丘線災害復旧関連の経費を計上するもので、測量設計業務委託料を200万円増額、仮設防護柵等維持管理業務委託料220万円の増額、町道竹ケ下～桜ケ丘線の片側交互通行に伴い、仮設防護柵や信号機等に係る維持管理費を増額、災害復旧応急工事請負費補助3,301万5,000円の増額は、のり面復旧に係る応急附帯工事の増額、災害復旧工事請負費(補助)3億9,500万円、災害復旧工事請負費(単独)5,700万円の増額は、のり面復旧本工事費として計上をしております。なお、この事業は国の負担金対象事業費の3分の2負担となっております。

90、91ページをお願いいたします。

12款公債費1項公債費では、本年度の支払額確定により、1目元金を80万7,000円減額、2目利子を457万3,000円減額をしております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。16ページ、17ページをお開き願います。

1款町税は、調定額の見直し等により1項町民税を9,820万7,000円増額、2項固定資産税を763万円減額、3項軽自動車税を185万円増額、5項旧法による税を69万3,000円減額をしています。

18、19ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料1項使用料2目総務使用料、行政財産使用料は、公園使用料を22万6,000円増額。

3目衛生使用料は、トレーニングルーム使用料を260万9,000円減額をしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、障害者福祉費負担金は歳出の増に伴い、施設給付費負担金を1,188万2,000円増額をしています。

施設型給付費等負担金は、歳出の増減等により民間保育園運営費等負担金を3,659万2,000円増額、認定こども園施設型給付費負担金を82万1,000円減額、地域型保育給付費負担金を154万円増額、前年度の運営費清算に伴い過年度施設型給付費等負担金を333万4,000円増額しています。

臨時特別給付金負担金は、子育て世帯への臨時特別給付金負担金を3億5,453万5,000円増額しており、国からの10分の10の負担となっております。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金は、歳出の減により83万円減額をしています。

3目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴う必要経費に対する負担金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を757万4,000円増額しており、国から10分の10負担となっております。

6目教育費国庫負担金は、前年度の幼稚園等への施設等利用費清算等に伴い、過年度子育てのための施設等利用給付交付金を68万4,000円増額をしております。

20、21ページをお願いいたします。

7目災害復旧費国庫負担金、現年度公共土木施設災害復旧事業費負担金2億7,091万9,000円の増額は、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧事業に対する国の負担金で、負担率は対象事業費の3分の2となっております。

2項国庫補助金2目総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金は、個人番号カードの普及促進に伴う必要経費に対する補助金として、個人番号カード関連事務費補助金を7万円増額しており、国の10分の10の補助となっております。

3目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当法の一部改正等に伴う事務費及びシステム改修費に対する補助金として、児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金を386万8,000円増額しており、国の10分の10の補助となっております。

4目衛生費国庫補助金、保健衛生事業費補助金は、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業経費に対する国からの補助金で、健診結果等様式標準化整備事業費補助金を78万1,000円、健診情報連携システム整備事業費補助金104万1,000円増額をしています。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金は、ワクチン接種体制確保に伴う必要経費に対する補助金として423万2,000円増額しており、国からの10分の10の補助となっております。

9目教育費国庫補助金、教育振興費補助金は、新型コロナウイルス対策事業に対する補助金と

して、学校保健特別対策事業費補助金を242万8,000円、前年度学校保健特別対策事業費補助金を147万1,000円増額をしています。

22、23ページをお願いいたします。

3項委託金2目民生費委託金、国民年金費事務委託金は、国民年金法等の一部改正に伴うシステム改修費に対する委託金で、基礎年金等事務費委託金39万6,000円を増額をしています。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金、障害者福祉費負担金は、歳出の増に伴い施設給付費負担金を594万1,000円増額をしております。

施設型給付費等負担金は、歳出の増減等に伴い、民間保育園運営費等負担金を1,119万8,000円増額、認定こども園施設型給付費負担金を90万9,000円増額、地域型保育給付費負担金を59万4,000円減額、前年度の運営費清算に伴い、過年度施設型給付費等負担金を116万3,000円増額をしています。

6目教育費県負担金、施設等利用給付費負担金は、前年度の幼稚園等への施設等利用費清算等に伴い、過年度子育てのための施設等利用給付交付金を58万円増額をしています。

2項県補助金3目民生費県補助金、2段目の幼児教育無償化実施円滑化事業費補助金140万4,000円の増額は、令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に係る必要経費に対し交付されるもので、県の100%補助となっております。

24、25ページをお願いします。

6目商工費県補助金、観光費補助金は、交付金決定により県宿泊税交付金50万円増額をしています。

8目教育費県補助金、パラリンピック聖火フェスティバル事業費補助金も、交付金決定により15万2,000円増額しています。

3項委託金2目民生費委託金、遺家族援護事務委託金も交付金決定により1万7,000円増額をしています。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入、土地建物貸付収入は、町有地貸付収入130万2,000円増額をしています。

2項財産売払収入1目不動産売払収入、町有地売払収入は、土地売払収入の増により2,351万2,000円増額をしています。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金、教育費寄附金は、教育支援事業費寄附金を2万円。

26、27ページをお願いします。

衛生費寄附金は、保健衛生費寄附金を20万8,000円計上をしています。

18款繰入金2項基金繰入金2目農業振興事業費財政基金繰入金138万9,000円の減額は、基金充当事業費の減に伴うものです。

20款諸収入7項雑入2目弁償金、学校施設弁償金は、桜原小学校体育館外壁等改修工事に伴う水道料金弁償金として85万3,000円計上をしています。

6目納付金は、歳出の減により、日本スポーツ振興センター個人負担金（学校）を4万9,000円減額をしています。

7目給食事業収入、保育園給食費は、歳出の減により町立保育園職員給食費個人負担金を120万円減額をしています。

8目雑入、総務管理雑入は、8月の大雨により全国町村会災害対策費用保険金を100万円増額。JR宇美駅駐輪場の落書き被害による建物災害共済金を13万円増額。

徴税雑入は、相続財産管理人選任申立に係る予納金返還金を160万円増額、後期高齢者医療雑入は、過年度後期高齢者医療事務費負担金返還金を98万1,000円増額、保健衛生雑入は、新型コロナウイルスワクチン接種費用町外者分を163万3,000円増額、社会教育雑入は、社会教育施設光熱水費（利用団体負担分）を5万8,000円減額、文化雑入は新修宇美町誌頒布代金19万2,000円増額をしています。

28、29ページをお願いします。

21款町債1項町債1目土木債、緊急自然災害防止対策事業債は、町道有内～苔牟田線地すべり対策事業を7,050万円計上しています。充当率は100%となっております。

8目教育債、公共施設等適正管理推進事業債は、中央公民館等改修事業を1億5,600万円計上しています。充当率は90%となっております。

9目災害復旧債、補助災害復旧事業債は、町道竹ケ下～桜ヶ丘線現年公共土木施設等災害復旧事業を1億3,520万円増額し、充当率は100%、次の一般単独災害復旧事業債は、町道竹ケ下～桜ヶ丘線公共土木施設等災害復旧事業を8,450万円増額し、充当率は100%となっております。

次に、6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費は、4件の提案を行うもので、1件目は7款商工費1項商工費、事業名が観光PR動画作成事業で金額を198万円とすると定めるもの。

2件目は、8款土木費2項道路橋りょう費、事業名が町道有内～苔牟田線地すべり対策事業で、金額を6,000万円と定めるもの。

3件目は10款教育費6項社会教育費、事業名が宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センター改修事業で、金額を1億7,331万4,000円と定めるもの。

4件目は11款災害復旧費2項公共土木施設等災害復旧費、事業名が町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧事業で、金額を4億5,200万円と定めるものです。

右側7ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正は、追加2件の提案を行うもので、1件目は宇美町広報誌等配布業務委託、期間を令和3年度から令和8年度まで、限度額を3,123万5,000円とするもの。

2件目は放課後児童クラブ運営業務委託、期間を令和3年度から令和6年度まで、限度額を2億334万3,000円と定めるものです。

8ページをお願いいたします。

第4表地方債補正は、追加1件変更3件の提案をするもので、1追加は、起債の目的が緊急自然災害防止対策事業債で、限度額を7,050万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は他の地方債と同じ内容で定めるものです。

2変更は、いずれも限度額を変更するものです。

公共施設等適正管理推進事業債、1億2,170万円を2億7,770万円に、補助災害復旧事業債700万円を1億4,220万円に、一般単独災害復旧事業債5,530万円を1億3,980万円に変更するものです。

最後に、予算書の最後92、93ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しております。御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから、11時40分まで休憩に入ります。

11時26分休憩

.....

11時40分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は、適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いいたします。

それでは、歳出1款議会費から2款総務費まで、32ページから45ページまで質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 資料でいくと2ページ、予算書でいくと37ページです。ふるさと宇美町応援寄附事業、ここで500万円上がっています。

ウェブ媒体を活用したPRを強化し、寄附金額の増加を図るとともに、宇美町の魅力を広くお

知らせするものと資料には書かれております。

500万円の費用をかけて、仮に2,000万円寄附金が増えました。収支が赤字にならなければ、このお金を使うかがあると私は思っています。ふるさと納税に興味のある方にアプローチしていくこと、これは非常に大事ですし、しっかり広告費にはお金をかけるべきであると思っておりますが、やはりこれだけの広告費をかけるんですから、費用対効果については、どれぐらいの効果を見込んでいるのかということと、併せてその費用対効果というのをきちんと検証をすることはできるのか、このことを質問したいと思っております。ぜひ回答をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 失礼いたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、昨年度は6億8,000万円ということで過去最高額となっておりますけれども、今年度もこれまでのところ好調に推移してきておりまして、このことはさきの委員会でも御報告をさせていただいたところです。

11月の16日現在で寄附金額がおおよそ1億9,000万円、昨年同時期と比べますと約8,800万円増というふうになっています。

しかしながら、その勢いは徐々に鈍化してきておりまして、当課といたしましては、当初予算額の5億3,000万円を達成できるのかということで危機感を持っているところです。

そのような中、ちょっと言葉は適切ではないかもしれませんが、12月が、いわゆる書き入れどきということで、ここに向けて強化をしていかなければいけないということで、今年は新たな取組といたしまして、昨年度、寄附をいただきました約5万件の方々に、11月下旬にダイレクトメール、いわゆる広告郵便を発送をさせていただいたところです。

そうした中迎えた12月の5日の日曜日には、全国から1,000件を超える寄附がございまして、寄附金額にいたしまして1,450万円ということで、これは通常の日曜日に比べますと約4倍という数字になっています。

結果、このダイレクトメールを見て寄附をいただいた方もあったということで、かなり成果が上がったんじゃないかなというふうに思っているところです。

そのほか、今年度につきましては、春先から関東の電車に広告を出したり、あるいは楽天のトップページに宇美町の返礼品が出るようにということで、いろんな取組をしてまいりました。そういった取組については、その都度、結果に結びついてきたというふうに思っています。

今回500万円という多額の経費をかけて広告をさせていただく上では、やはり結果を求めていかなければいけないと思っておりますので、最低では2倍以上の寄附金額を確保していきたいというふうに思っています。

また、今後の検証等については、今、御報告をさせていただいたように、基本的にはウェブ広

告という形で進めてまいりますので、その都度結果の検証ができるというふうに判断しているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 広告打つのを、ぜひしっかりやっていただいて、これが成果にしっかり結びつく、これを本当に期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

それで、もう一点が同じところに書いてあるんです。宇美町の魅力を広くお知らせするものと掲載があります。

私、宇美町のふるさと納税の寄附金のページによく行くんです。上から、ふるさとチョイスのページです、すぐ行けますね。そのページを見ますと、宇美町の特徴、観光名所と、ほとんど掲載されていないです。ふるさとチョイスのページです。これに比べて、楽天のページがありますね。楽天納税ページがあります。ここは、大変趣のあるページに仕上がっています。観光パンフレット、また登山マップなんかも見ることもできるんです。宇美町独自のホームページです。観光案内情報というページがありますけれども、そこよりも何だかよさげな感じもしているわけなんですけれども、どのようなイメージで宇美町の魅力を発信しようと考えてあるんですか、その方針というのをお聞きしたいと思っていますんですけど、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） サイトの運営に関してなんですけれども、楽天以外は自由度が低いので、なかなか一概にどこがいい、悪いというような判断はつきませんけれども、今後もそのサイトを運営する事業者のほうとしっかり情報を交換しながら、充実に努めてまいりたいというふうに思っています。

宇美町の魅力をどう発信していくかということに関しましては、やはり本町の恵まれた自然や歴史、文化、そして子育て環境であったり教育環境、また町民の方々の活動する様子などを、町の魅力をしっかりアピールできるように発信してまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 宇美町の魅力発信、知名度アップに関しては、ふるさと納税応援寄附金の増額に直結すると思っています。

私も一般質問や委員会などで繰り返し、何度も何度も提案質問してきたわけなんですけれども、やはり大変動きが鈍くて、ほとんどやっていないのに等しいというのが現状じゃないかなと思っています。

ほかの自治体、地域おこし協力隊のような組織もつくっていただいて、積極的にPR活動、知名度アップに取り組んでおられます。宇美町でもそのような計画があると聞いていたんですけれ

ども、その後の動きというのが非常に気になっています。なかなか動きが鈍いんじゃないかと思  
っているんですが、ぜひその後の動き、お知らせいただけませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 今、御質問のその地域おこし協力隊のような新たな組織という  
ことについては、コロナ禍ということもございまして、具体的な行動には至っていないというこ  
とでございまして。

また、併せて町の魅力の発信ということに関しましても、今年度予定しておりました観光PR  
動画の作成については、年間を通しての撮影がかなわないということでございまして、来年度に  
繰り越して実施をするということで、これも、ちょっと残念ながら実施はできなかったというこ  
とでございまして。

そうした中であっても、先ほどお伝えしましたように新たな取組として、全国に向かってダイ  
レクトメールを発信したり、そのほか特設サイトでいろんな情報発信をさせていただいたところ  
です。

また、これはちょっと別の次元になりますけれども、県の、いわゆる移住定住促進の取組の一  
環として、先日、市町村の紹介動画の撮影もさせていただきました。

これについては12月の24日以降、県のポータルサイトで、「福がお〜かかし」というサ  
イトになりますけれども、ここで発信をされることになっています。

また、この撮影しましたDVDについては、近く頂戴することになっていますので、これを今  
後、町のユーチューブ等に上げまして、積極的に配信していきたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 事業一覧の2ページです。上段、ふるさと応援寄附金について、このふる  
さと納税、これは地方創生の、まさに起爆剤の1つと考えております。

今回、ウェブ作戦、非常に効果があると思います。去年、同じ質問、要望をしましたが、  
電話作戦です、千葉県のある村長さんは、1日5件電話する、で10億円稼いでいるといいま  
すか、寄附を受けれたという実績もあります。電話作戦、いかがでしょうか、御検討は。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） なかなか電話をするとなったら、人的に誰かしらに対応しな  
ければいけないということで、なかなか今、そういった体制が取れないということで、非常に難  
しい一面があると思います。

併せて、寄附をいただく大半の方が、こういったスマートフォンであったりとか、そういった  
ウェブを使って寄附を頂いていますので、十分ではないかもしれませんが、今、行ってい  
る活動をしっかり進めていきながら、少しでも多くの方に宇美町を知っていただいて、御寄附を

いただけるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、3款民生費から4款衛生費まで、46ページから61ページまで質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 資料でいくと4ページです。ページ数は47ページになります。障害児施設給付費です。2,376万6,000円、これについて、ちょっとお尋ねしたいんですが、資料の説明が、ちょっと大変分かりづらいと思っています。そのためお聞きするんですけども、放課後等デイサービス、どこで実施されている事業なのかを含めまして、簡潔に、簡潔でいいですよ、事業内容を説明していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 障害児の施設給付費につきまして、増額の主な内容としましては、放課後等デイサービスというところになります。

この障害児の施設給付費につきましては、主に放課後等デイサービスということにつきましては、学童期の障がいを持ったお子さんの学童保育のようなものというふうに思っていたらよろしいかと思います。放課後に、これは民間の事業者が実施しているもので、放課後にその施設に行きまして、個別の状態に応じた発達支援や自立に向けた支援等を、またリハビリ等を行うようなそういう施設でございます。

就学前につきましては、児童発達支援サービスというものがございまして、その年齢によって2つに分けられるものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） どこでやっておりますんですかって聞きたかったんです。どこで実施されている、何か所ぐらいでやっているものか教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） これは民間の事業所ですので、町内の各所でございますが、すいません、ちょっと件数につきましては、今、資料を持ち合わせておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ここにその新規利用者の数が書いてあるんです。ただ、年間でどのくらいの利用者があるのか、年間で合計で2億6,500万円と、国庫支出金がかかなり大きなウエートを占めているんですけども、その辺、どのくらいの人数的な子たちが、年間、実際に何人ぐらいの対象があつて、延べ利用者数が何人ぐらいなのか、そこが知りたいんですけど、回答で

きますか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） すいません、補正予算につきましては、給付額、月額給付額で算出しております、現在、人数等につきましては資料は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、年間どのくらいの人たちが利用しているのか、そしてまた気になるのが、ここ数年どのくらい的人数が増えていっているのか、こういったところを、やはり資料の中にきちんと入れていただいて、一目で分かるようにしていただくと、こういった質問をしなくても大丈夫なんです。

ぜひ、後で結構です。年間利用者数、そして何人の子たちが利用しているのかと年間利用者数、そしてここ数年の、ぜひ増加している人数です。どのくらいで推移しているのか、後で結構ですから教えてください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 資料5ページです。51ページになりますが、子育て世帯臨時特別給付金事業費3億5,453万5,000円です。これについて質問しますが、対象児童7,000人支給対象者とあります。

宇美町の18歳以下の人口が何人で、そのうち何人の児童に給付されるのか。宇美町でもらえない子が何人ぐらいいるのかというのが知りたいんです。ぜひ回答していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） この子育て世帯の臨時特別給付金の対象児童で、この資料に7,000人と書いてありますが、これは概数でございます。ただ、ここに書いてある数字につきましては、ゼロ歳から18歳までの児童の総数を、ちょっとまとめたもので書いております。約7,000人が対象となります。

あと、対象から漏れるというのは、児童手当の特例給付の所得額以上の世帯になりますが、これにつきましては、具体的には把握できていない部分でございます。具体的には児童手当そのものを受けてあるところでの特例給付については、約何世帯というのは分かりますけれども、公務員の世帯であったりとか、今回、15歳以上、要するに児童手当の受給世帯じゃない世帯、高校生だけしかいない世帯、そういったものも含まれておりますので、これらについては、ちょっと現時点では把握できていないという状態です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 把握できていないですか。ちょっと確認したいんですけど、支給対象となるのは世帯主の所得が960万円未満の家庭だと思いますが、これ、令和2年の所得を対象としていることで間違いないですか。

○議長(古賀ひろ子君) 八島住民課長。

○住民課長(八島勝行君) 令和2年中の所得です。あと、960万円という数字がちょっと出ていますけれども、これは扶養家族、児童が2人、扶養家族2人の世帯であって、例えば子どもの人数が増えたりとか、扶養家族が増えることによって、もうちょっと高い所得の方も受給できる可能性はございます。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) これからが本題なんですけど、現在コロナ禍なんです。令和2年は収入が多かった、そういった家庭もあるでしょう。令和3年に収入が激減しているような家庭もあるんじゃないかなと私思っています。

そういった方々への救済措置、こういったものはないんですか。あるいはやろうとしないのか、考えていないのか、全く無視するのか、その辺の取組というのを説明してください。

○議長(古賀ひろ子君) 八島課長。

○住民課長(八島勝行君) 今回の事業につきましては、令和2年の所得をもちろん判定するということで、今年6月ぐらいに実施しました低所得の子育て世帯への給付金、こちらと違わせて、所得が急変によって減少した方についての救済というのはございません。

それについては、ちょっと先の時期、もうすぐありますけれども、今年度中に所得が激減された方については、さきにやっておりますが、低所得の子育て世帯への給付金、こちらのほうの対象となるかとは思っております。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 本当に、中には経営が、例えば個人経営されていて、経営が順調と、収入もいっぱいありました。今年に入って、もう本当に瀕死の思いをされているような方もあって、ぜひそういったところに救済措置があればありがたいかなと思ったんですが、それはないということで、致し方ないかと思うんですけど、ぜひ何か今後考えていく必要もあるんじゃないかなと思っています。

あと事務費について、ちょっとお伺いします。

委託料で電算システム改修委託料250万円というのがあるんです。これ、経費がかからないように児童手当の支給者対象としているんですよね、一体何をどうすれば、改良すれば、こんなに電算の委託料、かかるんですか。これ、どうも考え、本当におかしいんじゃないかなと思うんですけど。

幾ら全額国庫支出金だからといって、費用かかりすぎじゃないかなという気がしています。ここはしっかりとした説明を求めたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） この電算システム改修業務委託料につきましては、制度が実施される見込みであるという前提で、この12月補正予算の編成時期ぎりぎりのタイミングで、ちょっとその話が出まして、急遽電算業者のほうに見積りを依頼し、昨年度から何回か子ども向けの給付金の事業を行っておりますが、そのシステムを改修するという前提での概算の見積りで出させてもらっております。

実際、システム改修とか制度の概要が見えてきた段階で、現時点では約100万円ほど減額できるんじゃないかということでお話をいただいておりますので、ちょうどこの額面どおり250万円程度の契約を行うということではございません。

やはり給付の事業でございますので、誰に幾ら支給したという実績のしっかりした管理と、間違いなく振込データをつくるとか、そういった細かいところの作業もございまして、例えば職員が自分でやるとかということは、なかなか難しいのではないかと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） このシステム、宇美町、志免町、須恵町でたしか同じやつ使っているんじゃないかと思うんですけども、共同運用ならプログラム1つ変更すれば、ほかのところでも使えるんじゃないかなと思うんですけども、やはりきちんと見積り、精査しているのかと、今、100万円減額予定ですとは言われましたけれども、ちょっと精度、余りにも低いんじゃないかなという気がしています。

きちんと見積り、精査しているんですか。見解を求めたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 議員がおっしゃるとおり、予算の見積りについては厳密に精査して上程すべきとは思いますが、今回の案件につきましては、タイミングと予算の締切りと、そういった兼ね合いもありまして、まずは出してくれというレベルしか言いようのない状況でございましたので、今回このような結果となっております。

以後、ちょっと今回と同じようにぎりぎりのタイミングでやるものについては、致し方ないものがございますが、できるだけ精査して見積りさせるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから13時まで休憩に入ります。

12時03分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、丸山議員が質疑された障害児施設給付について、尾上健康福祉課長より発言の訂正の申出がっておりますので、これを許します。尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 放課後等デイサービスの説明の中で、ちょっと誤解を招きかねないちょっと答弁をしてしまいましたので、ここで修正をさせていただきます。

放課後等デイサービスの事業内容の説明でございますが、授業の終了後または休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うものでございます。時間帯としては、放課後のデイと同じような時間帯を過ごしていただくわけですが、訓練がその中に加わっているってところで区別をされているところでございます。

それと、質問の中にごさいました、放課後デイを利用されている方の人数でございますが、令和3年度の10月時点で133名の方が利用されております。決定をしているのは158名でございますが、利用されているのは133名でございます。

伸び率でございますが、前年度比15%増となっております。

また、事業所の数でございますが、宇美町内は4か所、4事業所がございます。ただ、宇美町内にお住まいの方でも町外の事業所の利用が可能となっておりますので、請求の内容を見ても43事業所から、43事業所を利用されているような状況となっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） では、3款民生費から4款衛生費まで、46ページから61ページまで、ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 先ほどの丸山議員の質問の関連なんですけども、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、これは年内に5万円が早急に給付されるということで、年明けて春先にクーポンが配られるということなんですけども、クーポンを現金に当町としては変えるという、そういう考えはないでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 今おっしゃられましたように、年内に5万円給付ということで今事業を進めております。春先に5万円のクーポンをということで言われておりますが、一応、市町村の実情によっては現金での給付も可というふうな余地もちょっとあるようでございます。ただ、先日その説明会ですね、まだ正式決定の内容ではないという前提での説明会ではございますが、その説明会の中ではクーポンを年内に支給するということになります。市町村の状況によって6月までクーポンの発送が遅れるようなことを見込まれる場合には、現金での支給も可ということがちょっと言われてありました。実際には、それが決定ということではございませんので、今

後どのような条件かというのは分かりませんが、当町といたしましては、できましたら現金での給付を前提に考えていきたいとは思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、6款農林水産業費から9款消防費まで、62ページから73ページまで質疑のある方はどうぞ。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 71ページですけども、町営住宅維持管理費でちょっとお尋ねしたいと思います。

3DKの借家を286万5,000円という金額が出てますけども、恐らく長く住まれていたんで、水回りも全て換えて全面改装みたいな形になると思うんですけども、この借家ですけども、どういう基準でどこまでを換えるとかいう診断でいいでしょうか、それされてるんでしょうか。普通の一般の民間であれば今も家主さん負担になってますんで、自然の汚れとかあいつたのは、いい所はもう換えなくて悪いとこだけ換えると、掃除で済むとこは掃除で済ませるといふ、そういうやり方やってるんですけども、町としてはどんなふうな基準でその辺は診断しておりますか、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） 失礼いたします。入居、そして退去、そしてまた空き室募集という形で繰り返しで行っておりますが、まず空き室が出た時点で、その部屋の使い方にも当然よるんですが、非常に劣化している場合とそうじゃない場合もあります。これまで、この原田中央の町営住宅につきましては、平成5年、古い物で言いますと平成5年に建設しまして、今年で築28年が経過しているところでございます。これまでで例えば水回り関係で、流し台、ユニットバス、そういった物を大きく改修したというところは数件ありますが、ほとんどまだございません。

ただし、今回、議員おっしゃられますように長年住まれていた、そして使い方が良好だったかどうかはちょっと何とも言えないんですが、水回り関係、特にユニットバス、流し台、そして洗面化粧台、こういった物がもう次の方を迎えるに耐えられない状況下になってます。こういった機器につきましては、これは一般論であります、ユニットバスの耐用年数でいくとおおむね20年、流し台とかそういった物はおおむね15年と言われてますので、耐用年数も大きく超えていること。これから町営住宅の新たな入居を募集していく上で、随時こういった物は部屋ごとに対して確認し、劣化が激しい場合は取り換えていくという予定でございます。

なお、入居者の義務っていいですか、お願いしているところは畳の表替えとか、そういった物は入居者のほうでしていただいて、クロス関係、いわゆる家主側がしないといけない物、そうい

った物は町のほうが実施していくということにしておるところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、10款教育費から12款公債費まで、74ページから91ページまで質疑のある方はどうぞ。9番、脇田議員。

○9番（脇田義政君） 85ページの相撲場上屋等設計業務委託料なんですけど、私は反対するわけではないんですけど、ちょっと心配というか懸念されることで一言申し上げたいと思います。

宇美八幡と町との関係については、八幡宮は観光名所でもあるし、また奉納相撲とか、町の相撲大会等を通じて、歴史的にも行事的にも深いつながりがあるわけなんですけど、そういったことで非常にもう町との一体感というか、そういう感覚で、まちづくりのためにはなくてはならない存在あるいは関係だと思っております。

当時の上屋建設時の時のいきさつ、経過等も、内容等についても、担当者も不明、詳細については現状分からないということなんですけど、推測するには恐らく一心同体だから町が支出しても、建ててもオーケーだろうという感覚、何も問題はないだろうという感覚で当時はいつているんじゃないかなと思うんですけど、そこでちょっと心配、懸念されるんですけど、もう皆さん方の御案内のとおり、現行の憲法は政教分離の規定を置いてるんです。一応、政策的には政教分離の政策をとっているんですけど、その89条に公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のために、これを支出し、またはその利用に供してはならないということ、規定があるわけなんですけど、昔からの歴史的なことで、ずっともう長い間続いているから、制度化して公金を出しても問題がないだろうという感覚であったと思うんですけど、ちょっと私は心配しとったほうがいいのかなというふうに思っております。

それは、やはり今住民の方も多様化していろんな方がおられるわけなんですけど、学者もおるし、専門家も多数おられます。そういった中で、公金支出に関して住民監査請求とか、町長を相手取って損害賠償の住民訴訟を、これはもう提起されることが全くないとは言えないわけです。その可能性も否定できないわけなんですけど、そういったことで、この予算支出を支出負担行為をする時、いわゆる契約をするまでもう一遍、担当及び財政担当も顧問弁護士等を交えてよく相談して、私はこの規定に抵触しないかどうかを、やはり調査とかをしていくのがやはりベターやないかなというふうに思って一言申し上げております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 今回の相撲場の上屋の解体、解体じゃないです、設計業務につきましては、危険性があるということで、解体を明日予定しているところです。これも長年使ってきた、40年以上ですか、使ってきたところで、シロアリも発生しているということで、劣化ということで判断をしております。

この2年コロナ禍で全く社会教育のほうも土俵に出向くこともありませんでした。今回、危険性が大きいということで、大体この建物自体が社会教育施設、社会体育施設の中にもう条例として入っておりませんので、非常に判断を迷いましたが、町として危険性が大きいということで、社会教育課、10年前に上屋の雨漏りの修繕もした経緯もありますので、今回は社会教育課が担当して解体をしようということで、今解体を行う予定にしているところです。

今、議員おっしゃったように89条の問題につきましては、ちょっとまだ調べ方が足りないかと思いますが、文化面においても、この辺りが今少し緩やかになってきているということもあります。もう少しやっぱり調べてみて、弁護士さんとも相談して問題がないかということを確認しながら進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 先に関連でございますので、ページ、12ページと85ページに記載されている相撲場上屋等の設計業務委託料238万1,000円についてお尋ねをしていきたいと思っております。

全員協議会でも若干お尋ねしたんですけれども、上屋の設計業務委託料、コンセプトをぜひ説明していただけますか。近隣の自治体でも、久山町や新宮町、立派な土俵があります。太宰府市もちょっと古いんですけれども、相撲場、観覧席もあって軒もとても広く、ふだん使用しない時にはシャッターが下りて台風の時でも雨が降り込まないような仕組みになっております。

宇美町も相撲の歴史大変古くて、また、子ども相撲大会、子ども会育成会連絡協議会とか青年団による奉納相撲、脈々と受け継がれてきてます。近年は大相撲九州場所で尾上部屋を誘致して力士たちが稽古を行っています。今年は残念ながら井野自治会の相撲場でやられましたけども、やはりある程度立派な相撲場にしていきたいと願っているのは私だけじゃないと思っております。ぜひコンセプトをお示しいただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） ありがとうございます。いい物を造っていきたく思っています。

コンセプトなんですけど、一番重視しないといけないのは安全性だと思っております。今回、相撲部の皆さんとも御意見を頂いて、また正式に会議を今後も開いていこうと思っておりますが、柱、柱が今土俵の中って言うていいんですか、接した所にある物を外に出して、もう少し大きくなるような形になるのかなとイメージはしてるところです。何か所か参考にさせてもらってる全国的な

ものが鳥栖の市民相撲場とか、ちょっとそういう所を参考に、こんなイメージかなっていうことで今考えているところです。

それと、確かに久山町とか見ればすごい、観覧席とかもあってすばらしいなと思うところもあるんですけども、いい物は残すっていうことで、今の宇美八幡のあそこの風景に溶け込めるような物がどうかと思うところです。そんなに、言葉は適切じゃないかもしれませんが、仰々しいものではなくても宇美町らしい物が残っていけばなと思うしております。ここも宇美八幡宮や相撲部の皆さんと御意見を交わしながら決定していきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ意見を聞くのは、子ども会育成会連絡協議会ここはもう主催行事ずっとやられてますね、青年団も、ぜひそういった団体ともきちんと意見交換をしながら進めていただきたいと。相撲部だけじゃありませんので、よろしくをお願いします。

それと、もう一点、今回の設計業務委託料を一般財源から支出されます。先ほど脇田議員が言われましたように、この支出に関しましては疑義を申される方がおられるかもしれません。それと、あとシロアリによる侵食を発見して、来年夏までぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、そういった時期までに完成を目指すのであれば、今回の設計業務委託料、緊急性もあり、致し方なかったかなと思います。

ただ、本工事に至るまではかなりの期間っていうのを有することができるんです。長くはないですよ。ある程度の時間的猶予もあるのではないかと考えてます。

こういった事業こそ、私、ふるさと宇美町応援寄附金に寄附項目を設定して、趣旨をやはりしっかり説明、そして掲載して、全国の方々に情報発信し、そして寄附を募っていてもいいんじゃないかなと思っております。

昨年の宇美八幡宮保育園の焼失、こういった事件もありましたけれども、この時は担当課が速攻で動いて寄附項目に加えたら7,000万で金額があつという間に集まったということを理解してます。やはり先ほど言われましたように政教分離っていう問題が発生します。また、宇美八幡宮の境内に設置されているため、これをやはり全額町税で賄うっていうこと、これをどうかと思われるような方がやはりおられるんじゃないかなと思っております。私は、ふるさと応援の寄附金にトライしてみても、やる価値十分あるんじゃないかなと思っております。まだまだ時間あります。ぜひやってみませんかという提案を差し上げたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 実はもう傾いてるっていう時に、担当課のまちづくり課長にも使えないだろうかという相談をさせていただいてるところです。今後も一緒にこれがふるさと納税の中で使えるのかっていうのも一緒に考えていきたいと思っております。それとか政教分離の間

題もあるんですけど、いろいろ調べてみるとガバメントクラウドファンディングとかいろいろ使えるのがあったな、日頃からやっぱ勉強しておかないと、こういうとっさの時に使えないなっていうのが今回学んだことでした。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あと、さっきの質問に関連するんですけど、本当に気になってるんです、私。相撲場の所有は一体どこなのかっていうことです。私の見解ですよ、あくまで私の見解ですけども、これまで土俵の修繕、町費を使ってやってました。ずうっとです。例えば俵買うんです、あの俵です。これも町費で買ってるんです。上屋の修繕、雨漏りや電気系統の修繕、これも全て町が行ってきました。町の財政から支出してます。横の倉庫、これも町で建ててるんです。ちょっと壁やら傷んでますけど。これまで相撲場の維持管理、全て社会教育課が行ってるんです。これは間違いのないことだと思っています。私も社会体育施設であると認識してたんです。一番どうも肝心なところがあやふやなままになってるということ。これ本当に抜きにして、今、脇田議員も言われましたけれども、本当にあやふやなままでいいのかと。そこに対して町税を使って全部やってしまっているのかっていうのは非常に気になるところです。ぜひ明確な回答をお示しいただきたいと思います。あの所有はどこなのか。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 非常に難しい問題だと思うんですが、ちょっと私も調べてみたこととお話しさせていただきます。昭和58年に町が宇美八幡宮相撲場ということで建設をしております。それから考えれば町の所有ということになるかと思えます。ただ、社会教育施設に含まれてない経緯っていうのは正直いろいろ調べてみましたが分かりません。これは今後どう取扱っていくのか、先ほどの政教分離のこともいろいろ、いろんなことを考えてどうやって整理していくのかっていうのは今後の課題として丁寧に対応していきたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひしっかり研究していただいて、あの境内の土地が、隣がもともと役場の土地だったっていうのもあってんですけど、借用してるっていうような考え方もありますんで、町が借用してそこに町の施設を建ててるっていうような考え方もありますんで、その辺はしっかり整理をしていただいて今後進めていただきたいなということで思っております。

あと、資料は10ページ、75ページになりますが、修学旅行キャンセル料等補助金、これ425万円計上されてます。修学旅行のキャンセル料です、本来なら保護者負担とするところを、保護者の負担することなく経費を補助すること。これはもちろん私、大賛成でございまして、なんですけれども、実際に今年度、昨年度はいろいろ延びたりいろいろなことがありました。今年、

今年度、令和3年度に実際に修学旅行がそれぞれ小学校、中学校、何校か中止になっているのか、修学旅行の実態について回答を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 修学旅行についてです。現在、実は小学校5校においては修学旅行終わりました。無事に開催することができました。

中学校においては、3中学校とも今月の19日から23日の間にそれぞれ3中学校が行く予定としております。

また、1つの中学校は今回2泊3日をやめて、1泊2日で12月に行って、もう一日は県内ということで1月に行くような予定にしておりますので、そこまでが修学旅行ということになります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 多分9割以上は実施できるんじゃないかなと思ってます。ただ、いろいろオミクロン株とか出てきてますので、激変することはないと思ってますけど、万が一中止になった場合、やはり学校生活一番楽しく、そして思い出に残る修学旅行ですので、代替授業等行われるのでしょうか。万が一のことを考えての質問でございます。代替措置等は行われるのでしょうか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 代替授業についてですが、昨年、実は修学旅行、中学校が中止に追い込まれまして、今年その代替授業ということで、それぞれ学校が考えて行きました。なので、もしも今年中止になった場合には、来年その検討に当たるとは思いますけども、そういう実績ありますので、今年代替をやったと。なので、そこそこ学校がこれは権限がありますので考えますけども、代替考えたらどうかというような提案はしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。

16ページから29ページまで質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳入の質疑を終結します。

次に総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 総括質疑において、新型コロナワクチン接種事業についてちょっとお尋ねしたいと思います。

資料でいくと、ページ、8ページ、予算書で61ページです。

1,344万1,000円計上されてます。歳入ですと19ページに衛生費国庫負担金757万4,000円、そして21ページに衛生費の国補助金605万4,000円計上されてます。最後の質問になりますのでしっかり答えていただきたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症につきまして、最近、先ほど言いましたオミクロン株、こういった新しい変異種が南アフリカで急拡大しまして、現在もう本当世界に広がりつつあると。オミクロン株がそれほど流行してヨーロッパでも、ドイツなどでは1日6万人以上の新規感染者が報告され、過去最悪の状態が現在続いているということになってます。

オミクロン株ですけれども、いまだ未知の部分が多く、これに対抗する手段としては現在のところ私たちワクチン接種しか持ち合わせてないと思っています。言い換えますと、このことは3回目のワクチン接種がいかに重要であるかっていうことを物語っていると思います。

10月号の広報で、町長の窓ってところで町長は、残された任期中はコロナ感染の予防やワクチンの接種などいろんな政策や事業の推進に不退転の覚悟で臨むこととお誓い申し上げると書かれてました。もちろんその言葉を信じたいとこなんですけれども、3回目のワクチン接種に関しまして果たしてスムーズに実施できるのか、私は甚だ不安に思ってるところです。やはり目指すところは、3回目のワクチン接種を希望される方に、混乱や滞りがなく接種を着実に推進することです。

そして、できればやはり大切な人を守っていくためにも、1回目、2回目の接種、これまだ終わってない人がおられます。そういった町民の方々にワクチン接種を推奨していくと共に、より多くの町民の皆さんに3回目の接種を推奨していくことだと思ってます。

このことを踏まえまして幾つか質問させていただきます。回答につきましては、できる限り全体を統括されている本部長に行っていたいただきたいと思ってます。もちろん答えることができなかったらほかの方が回答されても結構です。

まず、交差接種についてお尋ねしたいと思えます。宇美町では、これまでファイザー製のワクチンです、1回目、2回とも接種されました。3回目接種については、モデルナ製ワクチンが必ず配分されることになってるとお聞きしました。必ず来るんです、モデルナ製が。私このことについて必ず混乱が生じるんじゃないかなと予測していますけれども、ここが質問です。個別接種ではどの医療機関でもどちらか選択して打つことが可能なんでしょうか。また、集団接種会場でも誰でも毎回、モデルナがいいかファイザーがいいか、これを選択できるのか、ぜひ回答していただけますか。分かりますよね、質問の趣旨は。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 現時点では、まだモデルナワクチンにつきましては、まだ認可、

3回目の接種は承認されていないところではありますが、現時点でその半々ぐらいモデルナが町に供給される予定にはなっております。（発言する者あり）

現在、モデルナをどこで使うのか、個別接種なのか集団接種なのかってまだ決定しておりませんが、どこでファイザーが接種できるのか、モデルナを接種できるのかっていうのをきちんと明示した上で、接種対象者には選択していただく予定にしております。（発言する者あり）

現在、個別医療機関につきましては、先生方、ファイザーのみを扱うのか、モデルナも含めたところで扱うのか、取り扱うのかと、先生方の御意向については今調査をかけているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 選択が可能と今おっしゃいましたよね。本当に気になってるんです。今までファイザー打って、3回目もファイザー、これを希望される方が私7割近くおられるんじゃないかなと思います。感覚ですから、それを踏まえてくださいね。残りの方、ファイザー希望してもファイザーがないっていう、その時点で。特に高齢者から打っていったら、高齢者がずっとファイザーを打って行って最後モデルナしか残ってない、そういった状況でモデルナなら打たないよっていう人も出てくるんじゃないかなっていうのは非常に懸念されてるところです。

モデルナ製ワクチンを希望される方が多ければ問題ないですよ。でも半分来るんですよ。さっき言ったようにモデルナに抵抗持ってる方、結構多いと思うんですよ。そういったことを踏まえて、例えば集団接種会場を今度1か所にするっておっしゃいましたけれども、これまでのように2会場に分けて、例えば南町民センターではファイザーを打つとか、また、住民センターではモデルナを打つなど会場を分けて打っていく、それぞれの会場に行って、私モデルナがいいです、ファイザーがいいですということをやって行って選択させるというのは、これ実務的にかなり無理があると思ってんですよ。

さっき言いましたように、集団接種会場を2つまた設置して、それで南町民センターでファイザーを打つとか、例えばですよ、住民センターでモデルナを打つとか、そういった会場を分けて集団接種を行っていくっていう考えありませんか、どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 集団接種会場につきましては、2か所を今まで利用してきた状況でございますけれど、現在、現時点としましては、住民福祉センターは一般利用で、社会教育課が一般利用で開放すると。南町民センターをワクチン会場として体育館を利用していくと。1か所のみというところで、残るところにつきましては町内の医療機関の先生方に個別接種でお願いすると、そういう予定でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） モデルナ製のワクチン、高齢者の方にとってはモデルナ製のワクチンを打ったとしてもファイザーとあんまり変わらないような結果が出てると聞いてますけれども、若い方にモデルナを打つと血栓症ができる、若い女性の方ですね、こういったところで生じやすいという報告も上がってきてます。若い方、どうしてもモデルナ製ワクチンを敬遠されることは懸念されてるんですよ。もうモデルナ製なら打たないっていう人が多分出てくるんじゃないかな、そういったことを想定しておかないといけないんじゃないかなと思ってます。

必ずモデルナのワクチンが半分来るんですよ、そういった配分になってると聞きましたけれども、必ず宇美町でもモデルナ製を打たなきゃいけないっていうのならば、例えば高齢者の方、リスクが少ないと言われてます。そういった方は例えば住民センターで、また黒田先生にお願いして高速大名行列方式を採用するなど選択肢を増やす取組、これを行ったほうが住民の利便性は高くなると思いますが、見解を求めます。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） ワクチンの副本部長でありますので、幾つか今質問があった中で、担当課長のほうからも回答はありました。まず1つ、3回目の接種について、モデルナに関しては、まだその認可が下りてないというのが1つです。これは先ほど尾上課長のほうからも答弁がありました。これもテレビ報道等で皆さん御存じだと思いますけれども、交差接種でより効果があるとか、いやいや、そうじゃないとか、いろんな話が出回ってますけど、3回目の検証がまだ正確にされてないというのが今の実情です。

国のほうからの、結局、3回目接種です。1、2回目に関しては、モデルナも当然使われてましたし、宇美町の住民の方で例えば会社で打たれたりとか、集団接種会場で打たれたりとか、宇美町以外の所で打たれた方に関してはモデルナを既に1、2回打たれてる方もいらっしゃいます。その方たちが、じゃあ次ファイザーを打つとどうなのかっていうところに関しては、これは一応、国のほうは、ファイザーに関しては、その話について認可の部分は下りてる。ただ、モデルナに関しては、まだそこがまだ下りてきてないというのが実情です。

それと、ワクチンの管理の仕方が全く違うんです。これはもうテレビ報道とかされてるから大体御存じかと思いますが、ファイザーのワクチンは非常に扱いづらい。超低温で管理し、それを解凍するのに何度に合わせて、それから何十分、希釈する時は10回ゆっくり振らないといけないとか、その後、希釈をしたら何時間以内に使い切らないといけないとか、その辺のルールが非常にファイザーは厳しい。ただ、モデルナは違うんです。割とそこの扱いが簡単である。それとバイアルっていう言葉が、これもテレビ報道でよくされてますけれども、1つのワクチンで打てる人数の数が全く違う。そういうのもあるんで、バイアル数が違うということです。

ということで、担当課長が先ほどお話ししましたけれども、混在させるというのはまずさせたくない。これはもう当然のことだと思います。だから、1つの会場で選択でどっちでも打てますという場所は作りたくない。ここの医療機関はモデルナです、こちらの医療機関はファイザーを使ってますとか、そういう分け方に多分なっていくと思います。その調査を今担当のほうにさせるとというのが、まずは町内の医療機関のドクターたちに今投げかけてます。

集団接種会場に関しては、ファイザーで行くのかモデルナで行くのかというのは、まだ何も決めてません。ドクターたち、町内のドクターたちの意見を賜りながら、どちらかで選択しないといけない。というのが宇美町に入ってくるワクチンの量というのは、先ほど担当課長が言いましたように、今フィフティー・フィフティー、半分ずつしか入らないと、今の段階ではです。という形になってますので、2回目までを打たれた方全ての方が3回目も打つという形になると、半分の方はモデルナの選択になります。おのずとですね、ワクチンがないわけですから。みんなが、じゃあファイザーを打ちたいという形になると、じゃあ半分の方は打たないのかと、そういう問題もあると思うんですが、国から入ってくるワクチンは、今はっきりしてるのはそこまでしか分かってません。

ということで、ここも含めて、接種本部の中で今後議論をしていかないといけないなというところですが、まだまだ材料が少ないんです。国から下りてきてる、そもそも昨日の時点で3回目の接種についても、いやいや準備ができたところは6か月からでも打ってもいいとか、それは昨日の話です。ただ、国からの正式な連絡は何も来てません。私たちもテレビ報道とか新聞報道で聞いたような話しか分かっていない。当然、県の説明もあってありませんし、国の説明も正式な文書等も全く下りてきてない。ということですので、たればでももちろん話はできませんので、具体的、国のほうからの方針等が決まりましたら町の中で、もちろん本部長をはじめ町長、また、教育長を含めて3役も含めたところで、町としての方針を正確に定め、本部の中でどのような形でやっていくのか、これは町内の医療機関のドクター、もうもちろん全面的に協力していただいておりますので、ドクターたちの意見も聞きながら整理していかないといけないと、かように思っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まだこれから話しますって言われましたよね、接種が早くても2月からだと言って準備を後回しにし過ぎじゃないかなと、本当に大丈夫なんですか。非常に気になります。

先ほど言いました政府も8か月経過しないと打たせないと言ってたかと思ったら、6か月から前倒しする、そういった可能性もありませんと言いました。昨日です、岸田総理、できるだけ前倒して3回接種を行うと表明したんです。二転三転してますね。振り回されるのはいつも自治体だ

と思うんですけれども、他の自治体はそういったことを常に予測してるんですよ、準備を進めてるんです。方針が出てないと決められないんじゃないんですよ。ある程度そういったことも予測してしっかり準備を進めてるんです、よその自治体は。そういったことちゃんと踏まえていただきたいと思います。

次に、11歳以下の小児接種、これについてお尋ねしたいと思います。どれぐらいの子どもたちが接種しそうなんですか。また、個別病院に既に聞き取り調査行かれてると思うんですけど、どのような接種体制になりそうなんですか、ぜひ見直しをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 5歳から11歳までの接種、どのくらいの方がされるかっていうところは、実際に町として調査をかけてるわけではございませんので、民間の調査のデータによりますと、6割近くの子どもたちが接種に前向きであるっていうような、そういう報道を見ました。実際はどうなるかっていうのは本当に全く分からない状況ですが、中には、接種したいという子どもたちの中には、例えばいじめられるとか仲間外れにされるとか、そういうマイナス的な理由により接種しないといけなかなって思ってるような、そういう記事になっておりました。ここにつきましては正しい情報を提供しながら、接種のほうを勧奨していかなければならないというふうには思っております。

町内の小児科の医療機関が4か所ございます。4か所の先生方に5歳から11歳までのワクチンの、ワクチンの特性につきまして御説明しながら受入れの御意向について伺ってまいりました。4か所とも個別接種で受入れてもいいような、というような前向きな御意見いただいております。

ただし、その小児のワクチンにつきましては、現在、ファイザー製、小児のワクチンにつきましてもファイザー製が用いられるようになっておりますが、現在、大人ですね、12歳以上に、12歳以上に用いますワクチンにつきましては1バイアル6人分、6回分取れるワクチンになっておりますが、小児につきましては10回分、1バイアルにつき10回分というところで、先生方は接種を受入れるに当たって10人集まるかなというところで非常に危惧をされておりました。ワクチンを無駄にしないために予約管理といいますか、そこをきちっとやっていかないといけないっていうことで、なかなかその10人集まるかなっていうことで心配をされている先生方もいらっしゃいました。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこで、個別接種で果たして大丈夫なのかということを確認したいんですよ。11歳以下の子どもに関しましては、当然親が付添っていくんです。親が働いてる家庭です、お仕事が休みの日にしか接種に連れていけないんです。あるいは仕事が終わって夜間です。そういった時しか子どもを連れていけないんです。日曜日や夜間接種っていうことも必要になっ

てくると思うんですけども、そうすると小児科で果たして個別接種が受入れ可能なのか、先生たち日曜日もできるんでしょうか。そういったところが非常に気になってます。集団接種はやりませんか。それと広報宣伝活動、どのように展開するんですか。この2点併せて回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 夜間及び休日の接種につきましては、その前に集団接種に関しまして、集団でやるのがいいのか個別でやるのがいいのかっていうことで、医療機関回りをする際に先生に伺いましたけれど、やはり集団よりも個別でやったほうがいいのかと、いいだろうっていう御意見をいただきました。それで個別中心に今の現在としましては考えているところでございます。

あと、日曜日を含め休日・夜間の接種につきましては、きちんと何曜日に接種をしていただければいいか、今、受入れの御意向を伺った段階で、受入れの人数でありますとか曜日につきましては、まだこれから先生方と詰めるところでございます。

ただ、おかべ小児科につきましては、日曜日も診療されておりますので、現時点でも日曜日の12歳以上のワクチンを受入れていただいているところでございますので、小児の5歳から11歳までのワクチンにつきましても、できるだけ日曜日の接種をお願いしていきたいなというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それで本当に対応可能なんですか。結構人数いますよ。これも1回目、2回目打つんですね、小児に関しては。それが4会場の個別接種で、しかも日曜日は1か所だけ、それで果たして間に合うんですか。共働きの方非常に多いですよ。そういったことで本当に可能なのか、打てるんですか。岡部先生も日曜日の朝から晩までやれるんですか。そういったことが非常に気になるんです。果たしてそういった議論っていうの本部会議の中できちんと議論付き合わせてやっていく必要があると思っております。8月以降に顔を合わせて本部会議やってないですよ、宇美町は。それで果たしてしっかりとの方針が出せるのか、そこが疑問なんですよ。今話聞くだけだと非常に不安が残ります。しかも小児科のところで4医取られたら、3回目の個別接種、果たしてやれるんでしょうかと。ぜひしっかりやっていただきたいと思えます。

次に、巡回接種はやりないっていう方針出されてます。このことについて施設側、納得されたんですか。聞きに行くという、まだ聞きにいけないとか、聞きに行くと言われてましたけど、どのような反応でしたか、そこ回答してください。本部長に聞きたいんですけど本当はね。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 先ほど来、担当課長のほうから回答をしております。もちろん本部が

何もしてないじゃなくて、ちゃんと担当のほうからその都度報告も受けてますし、本部班がもちろん現場を牛耳っておりますので、本部班の主幹、それと、もちろん本部長を含めたところで議論はさせてもらってます。

ただ、まずはドクターたちの意向を聞くのが一番ということと、これはこれまでの常任委員会であり、全員協議会の中でも丸山議員からの質問にお答えしているかと思いますが、今ようやくその調査が終わろうとしてるところでございます。

今質問にありました巡回接種に関しては、基本的に通知を送り、それぞれの施設での接種という形をお願いをしました。ただ、町内の希望学園さんに関しては、やはりちょっと厳しいというのが、嘱託医がそもそも須恵の集団接種を扱ってらっしゃる大きな病院になってらっしゃるということで須恵町の接種をしないといけないということで、希望学園に嘱託医として接種に来ることがちょっと難しいというような御意見を今いただいています。希望学園に関しては、これからの調整になるかと思いますが。

今回の補正予算でも計上しておりますが、委託費で2,000万超の金額を出ささせていただいております。今回、集団接種を町が委託しようとする事業所に関しましては、これまで使った事業所とは違う事業所に変えようと思っております。なぜなら今度の新しいその事業所に関しては、まだ当然これから業者選定に入るわけでございますが、横浜とかの事業を受けたということで、大規模接種後をかなりやることができた、それとドクターを自分たちで連れてくることができるというようなところで今話をしています。そういう事業所と契約締結ができれば、もちろん予算がついてからの話になりますので、これから業者選定には入ってまいります。そういう事業所が集団接種会場を持ってくれるという形になると、回数等については、常任委員会で丸山議員も言われてましたが、毎日するんですかとか、夜はするんですか、土・日はするんですかという話も業者とは非常にやりやすくなります。なぜならドクターを連れてきてくれるからですね。これまでの宇美町の1回目、2回目の接種に関しては、基本的には町のドクターをお願いをしました。ローテーションを組んで休診日に町のドクターたちが、夜の接種もそうですし、土・日の接種も基本的には町のドクターたちの輪番でこの接種をした。ただ、3回目の接種に関しては、事業所にもよりますが、ドクターを連れてくることできる、大きな自治体でやった実績も持ってる、そういうところが今営業に来ておりますので、そういう事業所に変えることができれば集団接種は毎日でもやることも可能かとも思っていますし、そこまで必要なかどうかは、これから本部の中で議論はしてまいります。

それと、先ほどの巡回接種の部分で、今回町として巡回はしないという方針を決めておりますが、ただ集団接種の回数が増えれば事業所のほうでその方々を集団接種会場のほうに連れてきていただければ当然接種できるわけでございますので、今、希望学園さんのほうともそのような形

で今後接種交渉をしていこうというような形で、それは昨日の話ですけれども、まだ具体、相手方との話はしておりませんが、そのような形で対応を考えていこうかというような話をしてたところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私は、集団巡回やらない方針を出されているけど施設側はちゃんと納得したんですかって聞いたんです。そこに対してきちんとした答え出してください。いろいろ話さなくていいです、聞きましたから。希望学園は厳しいという話ですね。そうなることは私も予想してましたよ。希望学園絶対受入れてくれないだろうなど。そういったことをきちんと施設側の意見も聞かないで、早々に施設巡回やらない方針を出したことはどうなんですか、それは本当正しいんですか。だから言ってるでしょう、何回も。本部会議も開かなくて、本部の意見を聞いてますじゃないです。本部会議を開いて政策調整監も入れた中できちんとした話をやる、そこできちんと方針を決めていく。あなた勝手にやってるんじゃないですか、それはないと思いますけどね。施設巡回やりません、最初に言ってしまったら、あとこういった希望学園みたいなケースが出てきた時にやっぱり対応が遅れるんですよ。集団接種会場に連れてきてもらえば何とかかなりますじゃないんです。

せつかくやってきた、宇美町が大変評価されたっていうのは、やはり4種類の接種の方式、これをうまく取り入れ、住民の皆さんがその中から自分に合った接種方式を選択できたから非常にうまくいった。夏場で一回落ち込みましたけど、その後またしっかり盛り返した、そういった実績もあります。また、施設接種をきちんとやって、その時に施設の入所者と、そしてソーシャルワーカーの方々、この方々も一緒に打てた、これが大きいんです。だから宇美町ではクラスターが発生しなかったんです。そういったところは大変評価されてるんですよ。そこを方針いきなり転換して施設接種やりませんか、会議もやらないで、きちんと開かないでやってきたこと、そこが問題じゃないんですか。何でこういったことが起こってくんのか、選択肢も増やさない、施設巡回接種もやらないっていうのは、ワクチン接種本部の人員を減らしたい、出発点がここだからじゃないんですか。ワクチン接種は町の今最大の最重要課題なんです。町全体で行っていくんじゃないんですか。町長は不退転の覚悟をお示しになったんじゃないんですか。私は、課題山積みの3回目のワクチン接種、無事に終了するまでは対策本部の人員を間引いていく、そういうことをやらないで、きちんと人材確保していく。先ほど言われましたよ、丸投げの委託方式、私も知ってます。ただ、医師も連れてきてくれるって言われましたけれども、今まで受けていただいた接種の業者さん、何回も現場見にいきました。七、八回行ってますよ。あなたより多分行ってますよ。その様子くまなく見ました。すごく対応いいんですよ。個別の一人一人に対する接し方、120点ぐらいは、100点やってもいいかなというふうに思ってます。

先ほどの、先日の委員会で言われました「五、六人でやってる自体が多いですよ。」私もおかしいと思って調べたんです、これ。5人でやってんのは接種業務丸投げ、丸投げ委託ね、丸ごと委託、丸投げじゃないです、丸ごと委託。これをやってる志免町ぐらいのもんじゃないですか。あまり公式の場で行き当たりばつりの答弁しないほうがいいですよ、誤った情報になりますからね、私の。よろしくお願いします。

本当に、今言われました3回目の業務委託、丸ごと委託、言いますよ、さっき、融通が利かない、そういった問題点がありますよ。志免町のように医師も何もかも手配をしてくれる丸ごと委託、本当にこれでやれるんですか、業務委託は。そこもう一回確認します。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。ちょっとたくさんあったんで、ちょっと回答を全てでき切れるかどうか、ちょっと足らなかつたら御指摘してください。

まず1つですけれども、全部委託に関しては、先ほど申し上げたとおり、これまでの集団接種は町のドクターたちにやっていただいていた。しかも輪番でやっていただいていた物すごく御苦労かけてた。個別接種もしながら集団にも来ていただいていた。もうドクターたちはもう2回目が終わって、もうこれで終わったと思えば3回目になった。もうちょっとやれば協力は難しいというような意見もいただいていた。（発言する者あり）はい。

ということで、集団接種に関しては、そういうドクターを外部から連れてきてでもできるという事業所が出てきた。そういう形で町内のドクターに関しては基本的には個別接種を優先していただくということと、先ほど子どもの接種の話も出ておりましたが、4医療機関に関しては子どもを受入れますという話もしていただいています。ということで、集団接種の回数は増やすことも、全部が委託であれば可能かと思っております。そうすると町のドクターたちと集団接種のバランスの感覚というのでもいい感じになるのかなと、今そういう調整を行ってます。

それと近隣の町の職員の問題、これ常任委員会とかでもお話しされてましたが、私も回答させていただいてました。大体五、六人ですよっていうのは、基本的には専任の数です。兼任を入れると10人とか12人とかいうところもあります。専任職でうちは9人当ててました。だから兼務ではないです。専任でこれに当たらせているのがこれまでの宇美町の1、2回目の接種、それには先ほど丸山議員がおっしゃられてたような巡回接種もしましたし、当然、個別医療機関の町内のドクターたちとの連絡調整、それとワクチンも町の職員が持っていったんです。そういう業務内容です。それと予約管理も基本的には業者には委託してましたが、調整は町が全てやりました。そういうところがありましたので、これらも含めて次の3回目の接種では、これらが受託できるという大手の業者が出てまいりましたので、そういったところと契約、折衝、交渉関係をしてまいりたいかなあと考えてるところでございます。

それと、これはちょっと接種とは外れますけれども、午前中の質問でも丸山議員してありましたが、子どもの5万円の給付事業、その後には5万円のクーポンが待ってます。それと、これもテレビ報道で昨日してましたから多分御存じだと思いますが、低所得者の10万円給付、これらの事業もこれから始まります。じゃあ今の職員体制でこれを誰がするのかという問題です。今日、答弁に関しては、基本的には住民課が子どもの手当の分のプッシュ式です、児童手当をもらってる方たちのプッシュ式の分に関しては、基本的には住民課のほうで、なぜなら児童手当の対象者と口座番号とか全て持ってますんで、ただプッシュで5万円を振り込むだけ、これは簡単なんです。ただ、クーポンになると申請であり、決定であり、当然今度は換金の仕方であり、いろんな内容が盛り込まれます。10万円の低所得者に関しても同じことが起きます。これらをじゃあ誰がするのかという問題を非常に頭を悩ませてます。職員に関しては、今199名、宇美町役場職員おりますが、この199名の頭数は変わりませんので、その中でのやりくりを今四苦八苦してるわけです。そういった中で接種が一段落つくところと、3回目の接種のところについては、その受託できる業者の選択肢も増えてきた。できることが、町の職員が減ればその分に関してはほかの事業にも当然回さないといけない。これが今の私たちの非常に頭の痛い内容であります、どのような形でやるのかというのは当然バランス感覚を持ってやっていきたいと思っておりますので、外部に委託できるところはなるべく外部に委託し、必要なところに職員を投入するという形でやらせてもらってるという形でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あなたの気持ちがよく分かりましたよ。今の宇美町の最大、最重要課題がワクチン接種って私そう理解してるんですよ。そこにとにかく人材投入する、無事に終わらせる、打ちたい人にきちんと打てる体制を作る、いろんな手段を使って、またいろんな選択肢も与えながら、それが一番大事なことなんです。あなたの中で人材、総務課長だからそういうふうを考え方なるかと思いますが、今の最重要課題、3回目のワクチン接種だと私理解してるんです。だから町長が不退転の覚悟でやっていきますって述べられてるんですよ。この間、全協でもそういった挨拶されましたよ。あなたの中ではそういった感覚じゃないっていうのがよく分かりました。

最後に、本部長にお尋ねします。最後の質問ですから。3回目の接種に対する意気込み、そして覚悟っていうものをここで表明していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） いろいろと質疑ありましたけれども、最終的には、基本的にはいろんな国からのお達し事項、指示事項というのがありますので、それを宇美町の住人がワクチンであろうと給付金であろうと漏れなくしていかなくてはいけないというのが前提になります。ただ、町長もおっしゃいましたように、いわゆるワクチンについては、今ある人材の中でどういう配分を

しながらするのが一番効率的かということを考えながら、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時03分散会

---